

>>> 1. 商工中金（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

■ 対象役職員の範囲

開示の対象となる報酬告示※に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりです。

※報酬告示

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成20年内閣府・財務省・経済産業省令第1号）第83条第1項第6号及び第84条第4号の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める件

【「対象役員」の範囲】

対象役員は、商工中金の取締役です。なお、社外取締役を除いています。

【「対象従業員等」の範囲】

商工中金では、対象役員以外の商工中金の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で、商工中金およびその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としています。

①「主要な連結子法人等」の範囲

連結子会社8社を対象としています。

八重洲商工株式会社
株式会社商工中金情報システム
商工サービス株式会社
八重洲興産株式会社
株式会社商工中金経済研究所
商工中金リース株式会社
商工中金カード株式会社
商工中金キャピタル株式会社

②「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、商工中金の有価証券報告書記載の対象役員の「報酬等の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

ただし、「対象役員の平均報酬額」の算出にあたっては、期中就任役員、期中退任役員に対する報酬等（退職慰労金含む）を除いています。

なお、当事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）における「対象役員の平均報酬額」は、対象役員の報酬等の総額146百万円を対象となる役員の員数6名で除して算出しています。

③「グループの業務運営または財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務運営または財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、商工中金、商工中金グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより、財産の状況に重要な影響を与えるものです。具体的には、商工中金の取締役を兼務しない委任型執行役員が該当します。

■ 対象役職員の報酬等の決定について

商工中金は、指名委員会等設置会社ではなく、役員の報酬を決定する機関としての報酬委員会は設置していません。

商工中金の報酬委員会は、取締役会の諮問を受け、取締役および委任型執行役員の報酬および退職慰労金に係る事項等を審議する機関です。

報酬委員会はその過半が社外取締役により構成されており、委員は5名です。内訳は社外取締役3名および社内取締役2名となっております。

商工中金は、取締役および委任型執行役員が受ける個人の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針について、同委員会の答申を受けています。

なお、株主総会で定められた会社役員に対する報酬限度額の範囲内で、取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会の決議により、また、監査等委員である取締役の報酬の個人別の配分については監査等委員である取締役の協議により決定しています。

■ 報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数（2023年4月～2024年3月）	報酬等の総額
報酬委員会	3回	—

（注）報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができない等の理由により、報酬等の総額は記載しておりません。

>>> 2. 商工中金（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

■ 報酬等に関する方針について

商工中金は取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という）を以下の通り定めております。

1. 基本方針

取締役の報酬等は、役員の報酬に関する社会的動向を踏まえること、商工中金の経済価値と社会価値の実現に向けた単年度及び中長期的な取組みへの動機づけとなること、を考慮したものとします。

2. 個人別の報酬等（変動報酬等（業績・成果連動）・非金銭報酬等以外）の額又は算定方法の決定方針

(1) 取締役（社外取締役を除く）の固定報酬は役位、期待される役割及び責任に応じて、他社水準を考慮し、過半数を社外取締役とする報酬委員会での審議を経て取締役会で決定する。社外取締役の固定報酬は、期待される役割及び責任に応じて、他社水準を考慮し、過半数を社外取締役とする報酬委員会での審議を経て取締役会で決定する。

(2) 非業務執行取締役の役員退職慰労金は取締役会で決議されている規程に基づき、所定の計算式により金額を算出し、支給の都度、報酬委員会での審議を経て取締役会で決定する。

3. 変動報酬に係る指標の内容及び額又は算定方法の決定方針

(1) 取締役（非業務執行取締役を除く）の変動報酬（業績・成果連動）は、役位、期待される役割及び責任に応じて、それぞれの基準月額を定め、その基準月額に「単体当期純利益の水準に応じて予め定めた支給率（0.8～1.0）」及び「各役員の年度の成果等を総合的に勘案し予め定めた支給率（0～2.25）」を乗じたものとし、過半数を社外取締役とする報酬委員会での審議を経て、取締役会で決定する。

(2) 取締役（非業務執行取締役を除く）の役員退職慰労金は取締役会で決議されている規程に基づき、以下の計算式により金額を算出し、支給の都度、報酬委員会での審議を経て取締役会で決定する。

【計算式】退職の日における「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）×業績勘案率

4. 個人別の報酬等の額につき種類ごとの割合（比率）の決定方針

取締役（非業務執行取締役を除く）の変動報酬（業績・成果連動）については、変動報酬が報酬全体に占める割合が0%～35%の範囲内で役位が上がるほどその割合が大きくなるように設定する。

5. 報酬等を与える時期又は条件の決定方針

固定報酬については、報酬を月額で定め、毎月支給する。変動報酬については、前年度の決算及び各役員の成果が確定後、報酬委員会の審議を経て取締役会で決定した額を毎月支給する。役員退職慰労金については、株主総会終了後、速やかに支給する。

>>> 3. 商工中金（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績連動に関する事項

■ 対象役職員の報酬等の決定における業績連動部分について

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額（上限額）が決議される仕組みになっております。なお、商工中金の取締役に對する業績連動型報酬は、前記2に記載の通りの指標を基準にして決定されております。

なお、主要の連結子会社の役員の報酬等の額のうち、業績連動部分の占める割合は小さく、また、リスク管理に悪影響を及ぼす可能性のある報酬体系は採用しておりません。

>>> 4. 商工中金（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

(1) REM1：当該事業年度に割り当てられた報酬等

(単位：人、百万円)

項番			イ	ロ
			対象役員	対象従業員等
1	固定報酬	対象役員及び対象従業員等の数	6	—
2		固定報酬の総額（3+5+7）	109	—
3		うち、現金報酬額	109	—
4		3のうち、繰延額	—	—
5		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	—	—
6		5のうち、繰延額	—	—
7		うち、その他報酬額	—	—
8		7のうち、繰延額	—	—
9	変動報酬	対象役員及び対象従業員等の数	4	—
10		変動報酬の総額（11+13+15）	20	—
11		うち、現金報酬額	20	—
12		11のうち、繰延額	—	—
13		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	—	—
14		13のうち、繰延額	—	—
15		うち、その他報酬額	—	—
16		15のうち、繰延額	—	—
17	退職慰労金	対象役員及び対象従業員等の数	5	—
18		退職慰労金の総額	17	—
19		うち、繰延額	—	—
20	その他の報酬	対象役員及び対象従業員等の数	—	—
21		その他の報酬の総額	—	—
22		うち、繰延額	—	—
23	報酬等の総額（2+10+18+21）		146	—

(注) 対象役員および対象従業員等の退職慰労金は、2023年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額です。

(2) REM2：特別報酬等

該当ありません。

>>> 5. 商工中金（グループ）の対象役員の報酬体系に関し、その他参考となるべき事項

(1) REM3：繰延報酬等

該当ありません。